

指定訪問介護重要事項説明書

<令和 6 年(2024 年) 4 月 1日 現在 >

1. けんしんケアサービスの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	けんしん石神井公園訪問介護事業所		
所在地	練馬区石神井町3丁目19-16 石神井公園MSP②ビル2階C号室		
電話番号・FAX	TEL:03-6913-2828 FAX:03-6913-2829		
開設年月	平成17年 9月 1日		
受付営業時間	平日午前 9 時から午後 6 時 ※12 月 29 日から 1 月 3 日は休業致します。		
事業所管理者	橋本 晃代		
当事業所の運営方針	①事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。 ②事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。		
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 居宅介護支援	(東京都 1372004497号) (東京都 1372004489号)	
サービスを提供する 地域 ※	練馬区、板橋区、杉並区、豊島区、中野区 ※左以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。		

(2)同事業所の職員体制

当事業所では、お客様に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	1		1
	訪問介護員養成研修 1 級課程修了者 実務者研修修了者	1		1
事務職員			1	1
従事者	介護福祉士		3	3
	実務者研修修了者			
	介護職員初任者研修修了者			
	訪問介護員養成研修 1 級課程修了者			
	訪問介護員養成研修 2 級課程修了者		19	19
	介護職員基礎研修修了者			

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(人)

(3)サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	
受付時間	月曜日～金曜日 9時～18時 土・日・祝日 休み				

※時間帯により料金が異なります。

2. サービス内容

(1) 身体介護 ① 見守り ② 食事介助 ③ 入浴介助 ④ 洗髪 ⑤ 排泄介助 ⑥ 清拭 ⑦ 調理 ⑧ 体位変換 ⑨ 外出介助 ⑩ 身体整容 ⑪ 口腔ケア ⑫ 更衣介助 ⑬ 服薬介助 ⑭ 自立生活支援 ⑮ その他 ※自立支援のために、生活援助をお客様と一緒にする場合、 日常生活動作能力の向上の観点から安全を確保しつつ常時 介護できる状態で行う見守りは、身体介護となります。	(2) 生活援助 ① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 ⑤ 薬の受け取り ⑥ 配膳・下膳 ⑦ その他 ※同居のご家族様がいらっしゃる場合、 原則として生活援助は適用できません。
---	---

※介護保険から給付される訪問介護サービスに限ります。

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 料金

お支払いいただく料金の単価は、「介護保険負担割合証」に基づき、お客様の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合でご負担いただきます。(下記料金表の利用者負担額は 1 割負担の場合の金額です。以下はあくまで概算ですので、実際にご負担いただく額とは異なります。)ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額お客様の負担となります。

●訪問介護費

		費用額(10 割分)	利用者負担額(1 割)
身体介護	20 分未満	1, 858円	186円
	20 分以上 30 分未満	2, 781円	279円
	30 分以上 1 時間未満	4, 411円	442円
	1 時間以上 30 分未満	6, 463円	647円
	1 時間 30 分を超えて 30 分増すごとに	934円	94円
生活援助	20 分以上 45 分未満	2, 040円	204円
	45 分以上	2, 508円	251円
身体介護に 続き生活援助	20 分以上	741円	75円
	45 分以上	1, 482円	149円
	70 分以上	2, 223円	223円

※夜間(18 時～22 時、7 時～8 時)の場合、上記単位数の25%増

※訪問介護員2名派遣の場合は上記金額の2倍

(2)加算

●加算

		費用額(10 割分)	お客様負担(1 割)
初回加算	1月につき	2, 280円	228円
生活機能向上連携加算	1 月につき	1, 140円	114円
緊急時訪問介護加算 (訪問介護、身体介護について算定)	1回につき	1, 140円	114円
認知症専門ケア加算	1 日につき	34円	4円
介護職員処遇改善加算	1 月につき	介護報酬総単位数 ×13. 7%を加算	左記の 1 割
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき	介護報酬総単位数 ×2.4%を加算	左記の 1 割
介護職員等処遇改善加算	1 月につき	介護報酬総単位数 ×18.2%を加算	左記の 1 割

※令和6年6月より介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

(3)キャンセル料(訪問介護のみ)

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が発生します。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

※事業所の受付営業時間は、平日午前 9 時～午後 6 時ですので、祝日等ご注意ください。

尚、営業時間外でのご連絡は、お配りいたしました連絡先一覧に記載しておりますので、
そちらへご連絡お願いいたします。

サービス利用日の前平日営業日の午後 6 時までにご連絡頂いた場合	無料
サービス利用日の前平日営業日の午後 6 時以降にご連絡頂いた場合	一律1, 000円(税抜)
訪問時不在の場合	

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様の負担となります。

② けんしんつるかめサポート(自費ヘルパーサービス)

- ・身体コース（外出の付添、排泄・食事・移動介助、お話し相手等）

利用料金：3,500円(税抜)／時間

- ・家事コース(掃除・調理・買物、大掃除、草むしり、模様替え等)

利用料金：3,000円(税抜)／時間

- ・通院介助の待ち時間 利用料金：1,500円(税抜)／時間

※平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

① 夜間(午後6時から午後10時まで):25%増

② 早朝(午前6時から午前8時まで):25%増

③ 深夜(午後10時から午前6時まで):50%増

④ 日曜・祝日:30%増

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(5) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(6) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下の

いずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定された方など、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方についても全額自己負担となります。

① 銀行口座・郵便局引落

けんしんケアサービスは翌月の27日にお客様の口座から自動引落をします。

引落の手数料は、けんしんケアサービスが負担します。

② 銀行口座振込

お客様は当月の料金の合計金額を翌月末日までに、下記の口座に振込送金して支払います。振込手数料はお客様が負担します。

銀行口座番号： 巢鴨信用金庫 練馬支店 普通 3146752

銀行口座名義： 株式会社けんしんケアサービス

支払い期日において、利用料金の支払いがなされなかった場合には、

けんしんケアサービスはお客様に対して、支払い期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延利息を合わせて請求します。お客様の住まいでサービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(7) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、お客様の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

※事業所の受付営業時間は、平日午前9時～午後6時ですので、祝日等ご注意ください。

尚、営業時間外でのご連絡は、お配りいたしました連絡先一覧に記載しておりますので、
そちらへご連絡お願いいたします。

サービス利用日の前平日営業日の午後6時までにご連絡頂いた場合	無料
サービス利用日の前平日営業日の午後6時以降にご連絡頂いた場合	一律1,000円(税抜)
訪問時不在の場合	

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

4. サービスの利用

(1) サービスの利用開始

当社に、居宅介護支援事業所からサービス提供の依頼があります。その後、当社職員が訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(a)お客様が介護保険施設に入所した場合

(b)介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

(c)お客様がお亡くなりになった場合

④その他

(a)当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

(b)お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族様などが当社や当社のサービス従業者に対して、暴言、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたい時は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2)訪問介護員の交替

①お客様からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、お客様から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はお客様及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

お客様は「3. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する訪問介護員への指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってお客様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない

場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に
応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、お客様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行えません。

- ①医療行為
- ②お客様もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③お客様の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びお客様もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤お客様もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他お客様もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6)サービス提供責任者

サービス提供責任者はお客様からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。)

＜サービス提供責任者の業務＞

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②お客様の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議への出席など)
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口まで、お申し出ください。

○相談、要望、苦情等の窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口まで、お申し出ください。

① 当社お客様相談・苦情担当

株式会社けんしんケアサービス 苦情担当 橋本 晃代 電話：03(6913)2828

②お客様の住所を担当する地域包括支援センター

お客様の住所地により、担当区域が違います。別紙「地域包括支援センター 一覧」をご確認下さい。

月曜日～金曜日 午前8時～午後5時15分 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

③練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

電話 03(3993)1344

月曜日～金曜日 午前8時～午後5時15分 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

④東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課

電話 03(6238)0177 相談・苦情受付専用

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

8. 事故発生時の対応

事業所は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族、市区町村、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り ・ 無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

訪問介護の提供開始にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

この書面に沿って、「重要事項説明書」の内容を下記の説明者から説明を受け、同意し、交付を受けました。

説明者：所属 訪問介護課 氏名 _____

同意日 令和 年 月 日

(事業者)

所在地 東京都練馬区石神井町3丁目19番地16号石神井公園MSP②ビル2階C号室

名在称 けんしん石神井公園訪問介護事業所

代表者 代表取締役社長 後藤広子

(お客様) 住所: 東京都練馬区 _____

氏名: _____

(代理人・お客様との関係: _____)

住所: _____

氏名: _____